

地域課題を共有して
障害者と支援者をサポート

障害者計画等の推進

障害者自立支援協議会 (障害者差別解消支援地域協議会)

全体会

- 関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議
(障害者総合支援法第89条の3)
- 障害を理由とする差別に関する相談事例の情報交換と解消するための取組みの協議
(障害者差別解消法第17条～18条)

専門部会

地域課題全般から、体制の課題の共有と必要となる支援体制の協議 ※作業部会（ワーキンググループ）を随時開催し、少人数で柔軟な協議を実施

運営会議

- 協議会に諮る協議事項の調整
(例) 個別課題、委員からの提案のあった協議事項、事務局からの報告事項 など

事務局

- 資料（通知、配布資料等）調整
- 各障害者自立支援ネットワークとの連絡調整
- その他の諸事務

研修事業

- 【自立支援ネットワーク】
 - 職員相互研修・ケアマネジメント研修・ヘルパー研修・虐待防止権利擁護研修
- 【地域生活支援体制研修】
 - 区内指定障害福祉サービス事業所の専門性を向上させるための研修

障害者施策推進協議会

- 障害者計画に関する事項を処理
- 施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議し、実施状況を監視
- 施策の推進について関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議
(障害者基本法第6条第4項第1～3号)

障害者自立支援ネットワーク

- 地域支援拠点連絡会
- 相談支援事業所連絡会
- 障害福祉訪問系サービス事業所連絡会
- 高次脳機能障害支援連絡会
- 進路対策連絡会
- 身体・知的相談員連絡会
- ピアカウンセラー懇談会
- 医療的ケア児等支援関係機関連絡会
- ケース会議 ・SV派遣事業

連携

連携

障害者支援に関わる関係機関

福祉、保健、医療、教育、就労その他関係する機関、事業所など

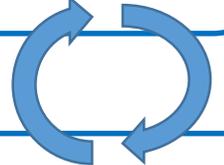
支援

障害当事者・家族等

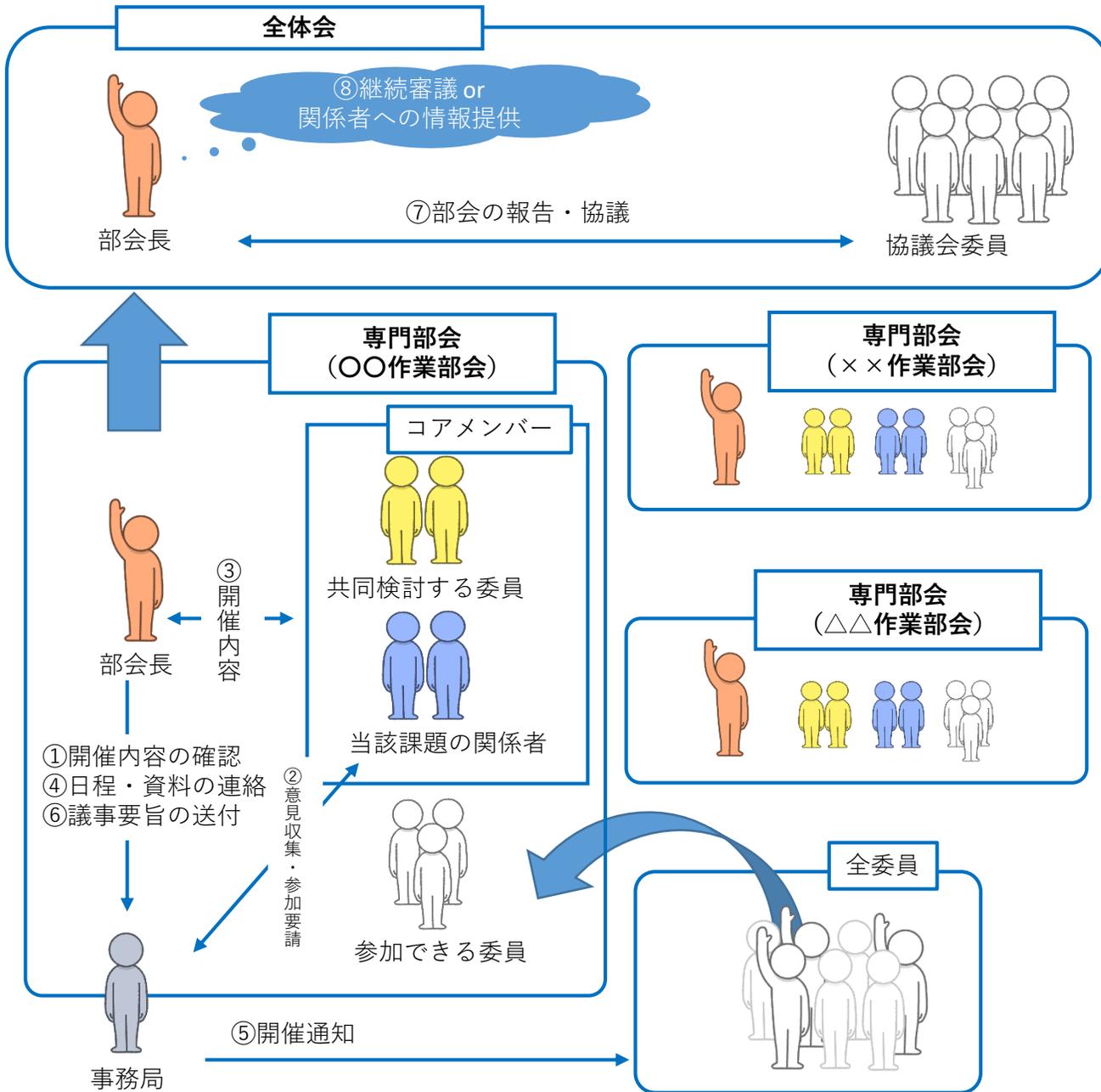
協議報告

協議事項調整

(協議事項調整)



令和6年度新宿区障害者自立支援協議会 専門部会開催の流れ



- ① 部会長は、会長・事務局へ専門部会の内容を協議する。
 - ② 事務局は障害当事者、当事者家族、事業所等々から広く地域課題等意見をアンケート形式で収集し、当該課題の関係者として専門部会に参加要請する。
 - ③ 部会長は、共同検討する委員・当該課題の関係者（以下「コアメンバー」と課題の調整をする。
 - ④ 部会長は、事務局へ専門部会の日程や資料等を伝える。
 - ⑤ 事務局は全委員へ部会の開催を通知し、参加できる委員を確認する。
 - ⑥ 専門部会終了後、部会長は事務局へ議事要旨を送付する。
 - ⑦ 部会長は、協議会にて専門部会の議論やその後の対応について、報告し、協議する。
 - ⑧ 部会長は、協議会での内容を踏まえ、継続審議・当該課題の関係者へ情報提供等する。
- ※ 専門部会の開催まで、任意で運営会議を開催できる（事務局の報告事項を検討する場合など）。